

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

修正国際基準の適用

2015年6月30日
改正2016年7月25日
最終改正2017年4月11日
企業会計基準委員会

目的

1. 本文書の目的は、修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（以下「修正国際基準」という。）に準拠した連結財務諸表を作成する場合において、準拠すべき規定を示すことである。

構 成

2. 修正国際基準は、以下から構成される。
 - (1) 本文書
 - (2) 当委員会が採択した国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）
 - (3) 「企業会計基準委員会による修正会計基準」

適 用

3. 修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合には、別紙1に記載した当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等の規定に別紙2に記載した企業会計基準委員会による修正会計基準における「削除又は修正」を加えた規定に準拠しなければならない。
4. 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等において「International Financial Reporting Standards (IFRSs)」という用語が会計基準等の体系を指すものとして使用されている場合、「Japan's Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications」（「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」）と読み替える。

適用時期

5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。
6. 2017年4月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。
7. 別紙1に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。ただし、別紙1に示されたIFRS第9号「金融商品」(2013年)については、次のとおりとする。

➤ IFRS第9号「金融商品」(2013年)7.3.2項を以下のとおりとする（取消線は削除部分を示す。）。

~~This Standard supersedes IFRS 9 issued in 2009 and IFRS 9 issued in 2010. However, an entity may elect to apply IFRS 9 issued in 2009 or IFRS 9 issued in 2010 instead of applying this Standard.~~

(参考日本語訳)

本基準書により、~~2009年公表のIFRS第9号及び2010年公表のIFRS第9号~~は廃止される。~~ただし、企業は本基準に代えて2009年公表のIFRS第9号又は2010年公表のIFRS第9号を適用することを選択できる。~~

議 決

8. 2015年6月公表の本文書は、第314回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。

小野行雄（委員長）

新井武広（副委員長）

小賀坂 敦（副委員長）

関口智和

関根愛子

淵田康之

正脇久昌

増 一 行

弥永真生

柳橋勝人

吉田 稔
渡部 仁

9. 2016年7月改正の本文書は、第341回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。

小野行雄（委員長）
小賀坂 敦（副委員長）
貝増眞
川西安喜
西山賢吾
安井良太
弥永真生
柳橋勝人
湯川喜雄
吉田 稔
米田和敬
渡部 仁

10. 2017年4月改正の本文書は、第358回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。

小野行雄（委員長）
小賀坂 敦（副委員長）
貝増眞
川西安喜
徳賀芳弘
西山賢吾
蜂谷由文
安井良太
弥永真生
柳橋勝人
湯川喜雄
吉田 稔
米田和敬
渡部 仁

別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等

以下は、当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等の一覧を示している。ただし、*が付された会計基準等の要求事項の一部については、別紙 2 に記載された「企業会計基準委員会による修正会計基準」によって「削除又は修正」が加えられる。

なお、当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等には、会計基準等に付属しているがその一部を構成しないもの（結論の根拠、適用ガイダンス、設例）は含まれない。

会計基準（2016 年 9 月 30 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの）

会計基準の名称	
IFRS 第 1 号	「国際財務報告基準の初度適用」
IFRS 第 2 号	「株式に基づく報酬」
* IFRS 第 3 号	「企業結合」
IFRS 第 4 号	「保険契約」
IFRS 第 5 号	「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
IFRS 第 6 号	「鉱物資源の探査及び評価」
* IFRS 第 7 号	「金融商品：開示」
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」
* IFRS 第 9 号	「金融商品」（2013 年）
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」
IFRS 第 11 号	「共同支配の取決め」
IFRS 第 12 号	「他の企業への関与の開示」
IFRS 第 13 号	「公正価値測定」
IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」
IAS 第 2 号	「棚卸資産」
IAS 第 7 号	「キャッシュ・フロー計算書」
IAS 第 8 号	「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
IAS 第 10 号	「後発事象」
IAS 第 11 号	「工事契約」
IAS 第 12 号	「法人所得税」
IAS 第 16 号	「有形固定資産」

会計基準の名称	
IAS 第 17 号	「リース」
IAS 第 18 号	「収 益」
* IAS 第 19 号	「従業員給付」
IAS 第 20 号	「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」
IAS 第 21 号	「外国為替レート変動の影響」
IAS 第 23 号	「借入コスト」
IAS 第 24 号	「関連当事者についての開示」
IAS 第 26 号	「退職給付制度の会計及び報告」
IAS 第 27 号	「個別財務諸表」
* IAS 第 28 号	「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
IAS 第 29 号	「超インフレ経済下における財務報告」
IAS 第 32 号	「金融商品：表示」
IAS 第 33 号	「1 株当たり利益」
IAS 第 34 号	「期中財務報告」
IAS 第 36 号	「資産の減損」
IAS 第 37 号	「引当金、偶発負債及び偶発資産」
IAS 第 38 号	「無形資産」
IAS 第 39 号	「金融商品：認識及び測定」
IAS 第 40 号	「投資不動産」
IAS 第 41 号	「農 業」

解釈指針（2016 年 9 月 30 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの）

解釈指針の名称	
IFRIC 第 1 号	「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」
IFRIC 第 2 号	「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」
IFRIC 第 4 号	「契約にリースが含まれているか否かの判断」
IFRIC 第 5 号	「廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」
IFRIC 第 6 号	「特定市場への参加から生じる負債——電気・電子機器廃棄物」
IFRIC 第 7 号	「IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用」
IFRIC 第 9 号	「組込デリバティブの再査定」

解釈指針の名称	
IFRIC 第 10 号	「期中財務報告と減損」
IFRIC 第 12 号	「サービス委譲契約」
IFRIC 第 13 号	「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」
IFRIC 第 14 号	「IAS 第 19 号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」
IFRIC 第 15 号	「不動産の建設に関する契約」
IFRIC 第 16 号	「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」
IFRIC 第 17 号	「所有者に対する非現金資産の分配」
IFRIC 第 18 号	「顧客からの資産の移転」
IFRIC 第 19 号	「資本性金融商品による金融負債の消滅」
IFRIC 第 20 号	「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」
IFRIC 第 21 号	「賦課金」
SIC 第 7 号	「ユーロの導入」
SIC 第 10 号	「政府援助——営業活動と個別的な関係がない場合」
SIC 第 15 号	「オペレーティング・リース——インセンティブ」
SIC 第 25 号	「法人所得税——企業又は株主の課税上の地位の変化」
SIC 第 27 号	「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」
SIC 第 29 号	「サービス委譲契約：開示」
SIC 第 31 号	「収益——宣伝サービスを伴うバーター取引」
SIC 第 32 号	「無形資産——ウェブサイトのコスト」

(参考)

2016 年 9 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの

当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 「IFRS 第 15 号の発効日」 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2014 年 5 月 2015 年 9 月 2016 年 4 月	2018 年 1 月 1 日 以後開始する事業年度から発効

当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間の資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正） 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2014 年 9 月 2015 年 12 月	IASB が決定する日（2016 年 9 月 30 日現在未定）以後開始する事業年度から発効
IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」（IFRS 第 2 号の修正）	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」（IFRS 第 4 号の修正）	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効（ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。）

別紙2 企業会計基準委員会による修正会計基準

以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。

企業会計基準委員会による 修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等
企業会計基準委員会による修正会 計基準第1号「のれんの会計処理」 (2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none">IFRS 第3号「企業結合」IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する 投資」
企業会計基準委員会による修正会 計基準第2号「その他の包括利益の 会計処理」(2016年7月25日改正)	<ul style="list-style-type: none">IFRS 第7号「金融商品：開示」IFRS 第9号「金融商品」(2013年)IAS 第1号「財務諸表の表示」IAS 第19号「従業員給付」

以上

NOTICE

Copyright

This standard contains copyright material of the International Financial Reporting Standards Foundation® (“Foundation”)® in respect of which all rights are reserved.

Reproduced and distributed by the Financial Accounting Standards Foundation (“FASF”) and the Accounting Standards Board of Japan (“ASBJ”) with the permission of the International Financial Reporting Standards Foundation subject to the restrictions contained in this Notice. No rights granted to third parties to commercially reproduce, store in a retrieval system or transmit in any form or in any means without the prior written permission of the FASF and the Foundation.

In particular, as a condition of using the materials on this website, users (“Users”) agree that:

1. Users shall not, without prior written agreement of the FASF and the Foundation have the right to license, sublicense, sell, rent, or otherwise distribute any portion of Japan's Modified International Standards (“JMIS”) to third parties.
2. Users and any other third parties do not have the right to reproduce, in either hard copy or electronic format, the text of any specific document, extract or combination thereof for any seminar, conference, training or similar commercial event without the prior written permission of the FASF and the Foundation.
3. Users are obliged to obtain the approval from the FASF and the Foundation to produce more copies than those permitted by the fair copying provisions of the copyright legislation in the respective territory from which they access JMIS or to sublicense JMIS as per paragraph 1 of this Notice or to use JMIS for one of the purposes set out in paragraph 2 of this Notice.
4. Each of the FASF and the Foundation reserves the right to make additional charges for use in accordance with the paragraphs 1 to 3 of this Notice.
5. If any User breaches any of the provisions of paragraphs 1 to 3 of this Notice their right to use JMIS shall forthwith terminate.
6. Please address any requests regarding this Notice to jmis@asb.or.jp for the FASF or publications@ifrs.org for the Foundation.

Disclaimer

JMIS are issued by the Accounting Standards Board of Japan (“ASBJ”) in respect of its application to Japanese entities and have not been prepared or endorsed by the International Accounting Standards Board (“IASB”). The IASB, the Foundation, the ASBJ and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Restriction

JMIS are not to be distributed outside Japan save for the use by the following:

1. investors and potential investors in Japanese companies, who may want to gain understanding of JMIS, and
2. subsidiaries and associates of Japanese parent companies, which are incorporated and/or based outside of Japan.